

高齢者等世帯の屋根雪除雪を支援します

◆支援の内容◆

- ① 令和8年3月31日まで、作業員を8人まで派遣します。(作業は1日8時間まで)
- ② 支援の対象範囲は…
 - ・お住まいの住宅の屋根の雪下ろしと下ろした分の除雪です。
 - ・屋根から落ちた雪も、除雪の対象となります。

◆対象になる人◆

- ①高齢者(年度末で満65歳以上)のみの世帯
 - ②心身障がい者のみの世帯
 - ③高齢者と心身障がい者のみの世帯
- このうち、自力で除雪ができない方で世帯全員の「町民税所得割」の合算が10万円未満の世帯
- ※世帯員全員が施設等入所中又は入院中の場合は、福祉課へご相談ください。
- ※生活保護受給者の方はケースワーカー(最上総合支庁)にご相談ください。

※注意※

- ①車庫や作業小屋、空き家は対象となりません。
- ②住宅の除雪であっても、親族や近所の人が作業を行う場合や、福祉課を経由せずに直接、業者に申し込んだ場合は対象となりません。

◆費用(除雪作業)◆

作業員・除雪機共通：1日(8時間)20,000円 ※除雪作業は時間単位で行います。

◆自己負担額(費用の1割分)◆

作業員・除雪機共通：1日(8時間) 2,000円

※料金は後日郵送する納付書にてお支払いいただきます。

◆手続き方法◆

①まずは登録

- ⇒ 福祉課まで申請書を提出してください。
(民生委員や各地区の総合施設を経由していただいても結構です。)
- 申請書様式は福祉課または各総合施設に備え付けてあります。
- 令和7年11月28日(金)を目安にご提出ください。(追加申請も随時受付)

②電話で除雪申込

- ⇒ 申請書を提出した人が除雪を希望するときは、福祉課又は各地区の民生委員までお電話ください。(令和7年12月1日(月)より除雪開始予定)

※注意※

余裕を持ったお申込みをお願いします。申込当日の除雪や時間指定はできません！

- ① 申請書提出者は、福祉課へ「除雪希望月日」を事前申込される必要があります。
- ② 土日祝日や年末年始(12/27~1/4)の申込は受付していません。
- ③ 作業員の人数に限りがありますので、豪雪等のやむを得ない事情により、ご希望に添えない場合も考えられます。(除雪日程変更等)

《問い合わせ先・申請書提出先》

真室川町福祉課 福祉係 ☎62-3436

